

## 不妊治療費助成事業 医療機関向けQ & A

制度について		
1	どのような制度ですか。	<p>令和8年4月1日以降に開始した、保険適用された体外受精及び顕微授精、並びに併せて実施した「先進医療」にかかった費用について、助成を行う制度です。</p> <p>全ての治療を自己負担で実施した場合は、対象外です。</p>
2	いつから開始した治療が対象ですか。	令和8年4月1日以降に開始した治療が対象です。
3	助成金額はいくらになりますか。	<p>保険適用された体外受精及び顕微授精にかかった自己負担分（高額療養及び付加給付金は控除します）の金額か15万円（上限金額）のどちらか低い方の金額になります。</p> <p>例えば、自己負担額について合計12万円（保険適用分9万円、先進医療分が3万円）の場合、助成金額は12万円です。</p> <p>自己負担額について合計21万円（保険適用分12万円、先進医療分が9万円）の場合、助成金額は15万円となります。</p>
4	年齢要件はありますか。	<p>あります。</p> <p>保険診療と同じです。</p> <p>（保険診療の治療開始日における妻の年齢が43歳未満の夫婦が対象です。）</p>
5	助成回数の制限はありますか。	<p>あります。</p> <p>保険診療と同じです。</p> <p>（保険診療の治療開始日における妻の年齢が、治療開始日に39歳までの場合は6回まで、40歳から42歳までの場合は3回までを上限としています。）</p>
6	所得制限はありますか。	ありません。
7	住所地がどこでも申請できますか。	申請しようとしている「1回の治療」の開始日から申請日まで、東京都に住所がある方が申請できます。
8	対象となる「先進医療」とはどのようなものですか。	<p>現時点で対象となる治療及び技術は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SEET法 ○ タイムラプス ○ 子宮内膜スクラッチ</li> <li>○ PICSI ○ ERA / ERPeak</li> <li>○ EMMA / ALICE / 子宮内フローラ検査</li> <li>○ IMSI ○ 二段階胚移植法</li> <li>○ 膜構造を用いた生理学的精子選択術 （マイクロ流体技術を用いた精子選別）</li> <li>○ 着床前胚異数性検査（PGT-A）</li> </ul> <p>です。今後、新たなものが追加された場合、対象としていく予定です。</p> <p>ただし、貴医療機関において、登録している治療・技術は異なっているかと思えます。登録しているもののみが対象となりますので、御確認ください。</p>
9	要件に該当しているか、医療機関で書類による確認を行わなければなりませんか。	<p>申請者からの提出書類により、東京都で審査・確認を行いますので、医療機関で書類による確認を行う必要はありません。</p> <p>ただし、医療機関にもカルテとの整合性や申請者に口頭で確認いただく等の御協力をお願いいたします。</p>

## 不妊治療費助成事業 医療機関向けQ&A

制度について		
10	医療機関から東京都に対し、事前に何らかの届け出を行う必要はありますか。	届け出の必要はありません。 なお、この事業では健康保険法に定める保険医療機関である必要があり、それぞれの先進医療を実施する医療機関として、厚生局へ登録されている必要があります。
11	都外にある保険医療機関ですが、都内からの患者を受け入れています。この場合でも、助成の対象となりますか。	都外の保険医療機関でも助成の対象となります。（ただし、上記10の要件を満たしている必要があります。）
12	いつから受付開始ですか。 申請に必要な書類は何ですか。	令和8年10月1日を予定しています。  申請に必要な書類や申請方法については、後日東京都福祉局のホームページに掲載します。
13	令和8年4月1日以降に開始した治療が対象ということですが、半年に1回治療計画を立て直しをしています。 1回目の移植に向けて令和8年1月に治療計画を立てましたが、移植に至らず令和8年7月に治療計画を立て直しました。令和8年7月に立て直してからの治療費は、保険診療3割分も助成されるということですか。	治療計画等から移植後の妊娠判定等に至るまでの一連の治療を「1回の治療」としてご申請いただきます。治療計画を立て直したとしても、同じ1回目の移植に向けた一連の治療ということであれば、治療の開始日は令和8年1月となり、先進医療のみが助成対象となります。